

令和3年度負担金の額及び徴収方法

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,500円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・42,000円
- ③ 事業者ごとの負担金の額は、負担金の単価に本年2月1日現在における営業所数及び車両数を乗じ合計して算出する。

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和3年2月1日現在の貸切バス届出車両数及び営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、5月下旬に請求いたします。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年の負担金を一括納付していただきます。
なお、分割納付を希望する場合は、1カ年の負担金を四半期ごとの分割による負担金の額を等分し、納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中で新規許可又は事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

新規許可	精算します
事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※1)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※2)
事業計画の変更 ・営業所の新設、廃止	精算します
事業計画の変更(上記以外)	精算しません

※1 年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあっては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中で事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

- ・一括納付の納付期限は6月末日です。
- ・分割納付をご希望の場合は、各四半期(4～6月分)を6月末日(5月下旬に

請求)まで、(7～9月分)を9月末日(8月下旬に請求)まで、(10～12月分)を12月末日(11月下旬に請求)まで、(1～3月分)を2月末日(1月下旬に請求)までに納付して下さい。

※ 分割納付の場合の納付期限は6月、9月、12月、2月の末日です。

(5) 納付の猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により納付期限内に納付が困難な場合は、「令和3年度負担金の納付期限猶予届出書」の提出により納付期限は令和3年9月30日まで猶予されます。

納付の猶予を希望される場合は、「令和3年度負担金の納付期限猶予届出書」をFAX又は、郵送で令和3年6月30日までに当センターに届出してください。

(6) 延滞金について

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により納付期限までに負担金の納付ができない場合には、道路運送法(以下「法」という。)第43条の15第6項及び法施行規則第34条の10第3項の規定により、やむを得ない事由があると認められることから、延滞金を免除します。